

日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための オンライン診療・服薬指導(速報版) (令和2年4月10日厚生労働省事務連絡より)

作成:日医工株式会社

(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第5021 松平哲也

監修:日医工株式会社

(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828 長岡俊広

※本編では事務連絡上の「電話や情報通信機器を用いた診療・服薬指導等」を 「オンライン診療・服薬指導等」と表現します

資料No.20200413-1056

本資料は、2020年4月10日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

兵//10///									
ページ	内容	対象							
3	【令和2年4月7日閣議決定】 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策	全体							
4	初診からのオンライン診療の実施について	医療機関							
5	初診からオンライン診療を実施する場合の留意点について	医療機関							
6	2度目以降の診療をオンライン診療で実施する場合について【再診】	医療機関							
7	処方箋・薬剤の取扱いについて	医療機関							
8	実施状況の報告について オンライン診療を実施するための研修受講の猶予について	医療機関							
9	診療報酬上の取扱いについて	医療機関							
10	2020年4月10日現在のオンライン服薬指導等のポイント	調剤薬局							
11	処方箋の取扱いについて	調剤薬局							
12	オンライン服薬指導等の実施について	調剤薬局							
13	オンライン服薬指導等を実施する場合の留意点について①	調剤薬局							
14	オンライン服薬指導等を実施する場合の留意点について②	調剤薬局							
15	薬剤の配送等について 支払いについて	調剤薬局							
16	その他	調剤薬局							
17	診療報酬上の取扱いについて	調剤薬局							
18	オンライン診療の流れ	医療機関							
19	オンライン服薬指導等の流れ	調剤薬局							
20	オンライン診療・服薬指導を受ける場合の流れ	全体							



【令和2年4月7日閣議決定】 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 ~国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ~

(抜粋)

オンライン診療・服薬指導について実施すべき事項

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、 非常時の対応として、オンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者 によって活用されるよう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する。

- (1) オンライン診療・電話診療の活用
 - ①オンライン診療・電話診療の拡充 (初診対面原則の時限的緩和・診療報酬上の取扱いの見直し)
 - ②医療関係者、国民・患者への周知徹底
- (2) オンライン服薬指導・電話服薬指導の活用
 - ①オンライン服薬指導・電話服薬指導の拡充 (時限的対応)
 - ②電話等による受診勧奨時の一般医薬品の提供
 - ③薬局、医療関係者及び国民・患者への周知徹底等
- (3)対応期間内の検証

原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、(1)及び(2)の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。

参考:令和2年4月7日 内閣府 閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策〜国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ〜」



初診からのオンライン診療の実施について

【初診からのオンライン診療を実施できる条件】

- ・患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において
- ・医師が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において
- ⇒オンライン診療により診断や処方が可能



把握・確認できる場合

・麻薬及び向精神薬の処方は不可

基礎疾患情報の把握確認の方法

- ・過去の診療録
- •診療情報提供書
- ・地域医療情報連携ネットワーク※
- ・健康診断の結果等

※ 患者の同意を得た上で、 医療機関間において、 診療上必要な医療情報 (患者の基本情報、処方 データ、検査データ、画像 データ等) を電子的に共 有・閲覧できる仕組み

●患者の基礎疾患の情報が

把握・確認できない場合

- ・処方日数は上限7日間
- ・麻薬及び向精神薬の処方不可
- ・特に安全管理が必要な医薬品※の処方不可
- ※ いわゆる「ハイリスク薬」として、診療報酬における 薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤 (抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等)

当該医師がオンライン診療により診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合において、 対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った場合は、受診勧奨に該当し、医師 法第19条第1項に規定する応招義務に違反とはならない



初診からオンライン診療を実施する場合の留意点について

初診からオンライン診療を行う場合は、以下3条件を満たした上で行うこと。

- ① 初診からオンライン診療を行うことが適していない症状や疾病等、 適切な実施に関する指針」に定める 生ずるおそれのある不利益や急病急変時の対応方針等について、 説明や同意に関する内容を参照する 医師から患者に対して説明した上で、その説明内容について診療録に記載すること※
- ② 対面による診療が必要と判断される場合は、 オンライン診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行する 又は、それが困難な場合は、予め承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介すること
- ③ 患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止する措置を講じる
 - ・テレビ電話等を用いて診療を行う場合は、 患者については被保険者証により受給資格を、 医師については顔写真付きの身分証明書により 本人確認を、互いに行うこと
 - ・電話を用いて診療を行う場合は、 当該患者の被保険者証の写しをFAXで医療機関に送付する、 電子メールに添付して医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行うこと
 - ・電話であって、FAXやメールによる本人確認が困難な患者の場合は、 電話により氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)に加え、 保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで差し支えない

参考:令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

※説明に当たっては、平成30年3月
厚牛労働省策定の「オンライン診療の



2度目以降の診療をオンライン診療で実施する場合について【再診】

- ① これまで対面診療で診断され治療中の患者についてのオンライン再診の場合 オンライン診療により、これまでも処方されていた医薬品を処方することは可能 (事前に診療計画が作成されていない場合であっても可能) 発症が容易に予測される症状の変化に対して、 これまで処方されていない医薬品の処方をする場合は 下記の条件をそれぞれ満たせば可能
 - ●既に定期的なオンライン診療を行っている場合 オンライン診療を行う前に作成していた診療計画に、発症が容易に予測される症状の変化を新たに追記するとともに、患者の同意を得ること (オンライン診療により十分な医学的評価を行い、その評価に基づいて追記)
 - ●定期的なオンライン診療を行っていない場合 (新型コロナウイルス対策として2月28日事務連絡に基づいたオンライン再診を実施している慢性疾患を含む) オンライン診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、 処方する医薬品等について、患者に説明し、同意を得ておくこと また、その説明内容について診療録に記載すること
- ② 今回の措置でオンライン初診を行った患者の2回目以降の場合
 「初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施」に沿って実施する
 (オンライン初診の際に作成した診療録、問診及び視診に限定されたものであり「過去の診療録」には該当しない)



処方箋・薬剤の取扱いについて

- ●患者が、**薬局においてオンライン服薬指導等希望する場合**は、
- ・患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にFAX等により処方箋情報を送付
- ・処方箋の備考欄に「0410対応」と記載
- ・その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載
- ・処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付

診療により処方を行う際、診療録等により**患者の基礎疾患を把握できていない場合は、 処方箋の備考欄にその旨を明記**する

● 院内処方を行う場合は、

患者と相談の上、**医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すことが可能** その具体的な実施方法については、調剤薬局に準じて行う

オンライン服薬指導時の薬剤の配送の具体的な実施方法

当該薬剤の品質の保持(温度管理を含む)や確実な授与等がなされる方法(書留郵便等)で患者へ渡すこと

薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること

また、品質の保持(温度管理を含む)に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、 医療機関の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること

支払いについて

患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない



実施状況の報告について

オンライン初診及び、そのオンライン再診や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、別添 1 の様式により、所在地の都道府県に毎月報告を行うこと

また、各都道府県は管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ厚生労働省に報告を行うこと

医療	存機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													1	
	基本情報 														
	施設名	i	郵便番号	住所(都道府県から記載)		電話番号				ウェブサイトURL					
例	OOE	○○医院 000-0000		東京都千代田区・・・		080-0000-0000		http://www							
		対応した医師		初診からの電話等による診療等の実施について (以下のいずれか該当するものに〇を記入してください。)			患者情報		診療の内容						
	日付	診療科	医師名	過去の診療録等により基礎 疾患の情報を確認できた患 者に対して診療を行った。	過去の診療録等により基礎疾患の 情報を確認できない患者に対して 診療を行った。	電話等により診断や処方を行うことが困難と判断し、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った。(受診勧奨)	年齢	性別	住所地 (都道府県)	診断名 (診断がつかな い場合は症状名)	指示の内容(対面診療 を指示した場合はその 旨)	処方した薬剤(処方日 数)	(保険診療の場合) 診療料	再診の予約日 (〇日後)	
例	2020/4/13	内科	00 00		0		25	男	東京都	発熱	自宅待機	コカール(4日分)	電話等再診	4日後	

オンライン診療を実施するための研修受講の猶予について

本事務連絡による時限的·特例的な取扱いが継続している間は、

<u>当該研修を受講していない医師が、</u>

オンライン診療及び本事務連絡に基づくオンライン診療を実施しても差し支えないこと

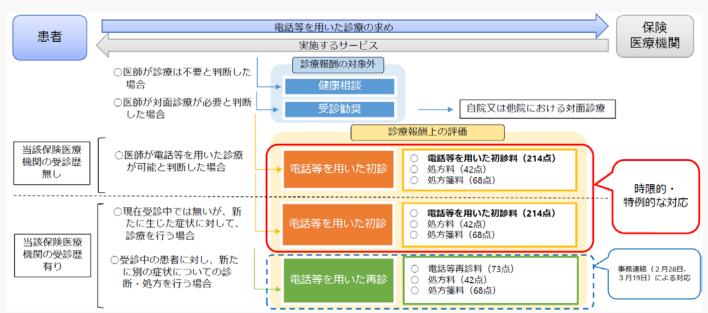


診療報酬上の取扱いについて

初診からのオンライン診療の実施について

- ・新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例 的な対応として、4月10日事務連絡に規定する**初診からオンライン診療により診断や処方をする場合** には、当該患者の診療について、<u>初診料214点を算定</u>する
- ・また、その際、**医薬品の処方を行い、又はFAX等で処方箋情報を送付する場合**は、 調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定することができる。
- ・ただし、既に医療機関において診療を継続中の患者が、

他の疾患について当該医療機関において初診があった場合には、電話等再診料を算定する



出典:令和2年4月10日 中医協総会資料

「新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について」

参考:令和2年4月10日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」

本資料は、2020年4月10日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



2020年4月10日現在のオンライン服薬指導等のポイント

- ・保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、 オンライン服薬指導等を行うことができる(処方箋の備考欄に「0410対応」との記載有り) この場合、**対面診療、オンライン診療を問わず、オンライン服薬指導等を行うことができる**
- ・全ての薬局において、薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、 オンライン服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合には、 当該オンライン服薬指導等を行うことができる
- ・・患者に初めて調剤した薬剤については、
 患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して薬剤の適正使用を確保する対応を行う必要がある
- ・オンライン服薬指導等が困難と薬剤師が判断し、対面での服薬指導を促すことは、薬剤師法の調剤 応需義務違反には当たらない
- ・4月10日事務連絡に基づき調剤を実施した場合、**調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料** 料を算定することができる

また、同事務連絡にて規定するオンライン服薬指導を行った場合、その他の要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料等を算定することができる

参考:令和2年4月10日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」 令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」



処方箋の取扱いについて

【医療機関】

患者が、薬局においてオンライン服薬指導等を希望する場合は、

- ・患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にFAX等により処方箋情報を送付する
- ・処方箋の備考欄に「0410対応」と記載する
- ・その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載する
- ・処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付する

オンライン診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、 処方箋の備考欄にその旨を明記する

> FAX等による 処方箋情報の送付

【調剤薬局】

医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、

FAX等により送付された処方箋を、処方箋原本とみなして調剤等を行う

(薬剤師法第23条~第27条、医機法律第49条における処方箋)

薬局は、<u>可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手</u>し、以前に<u>FAX等で送付された処方箋情報</u> とともに保管する

> 参考:令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

事務連絡!新型コロナワイル人感染症の拡大に際しての電話や情報連信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて



オンライン服薬指導等の実施について

全ての薬局において、薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、オンライン服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合には、当該オンライン服薬指導等を行うことができる

<患者、服薬状況等に関する情報>

- ① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報
- ② 当該薬局で過去に服薬指導等を行った際の情報
- ③ 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- ④ 患者の同意の下で、患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- ⑤ 処方箋を発行した医師の診療情報
- ⑥ 患者から電話等を通じて聴取した情報

ただし、**注射薬や吸入薬など、服用に当たり手技が必要な薬剤については、**①~⑥の情報に加え、 受診時の医師による指導の状況や患者の理解に応じ、**薬剤師がオンライン服薬指導等を適切に行う ことが可能と判断した場合に限り実施**することができる

なお、当該薬剤師がオンライン服薬指導等を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導等を促すことは薬剤師法第21条に規定する調剤応需義務に違反には該当しない



オンライン服薬指導等を 実施する場合の留意点について①

オンライン服薬指導等を行う場合は、以下4条件を満たした上で行うこと

- ① 薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等のほか、 配送及び服薬状況の把握等の手順について、**薬剤師から患者に対して十分な情報を提供**し、 説明した上で、当該**説明を行ったことについて記録**すること
- ② 薬剤師は、オンライン服薬指導等を行うに当たり、当該患者に**初めて調剤した薬剤については**、 患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して薬剤の適正使用を確保するため、 調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、
 - ・必要に応じ、事前に薬剤情報提供文書等を患者にFAX等により送付してから服薬指導等を実施
 - ・必要に応じ、薬剤の交付時に(配送した場合は**薬剤が患者の手元に到着後、速やかに**)、 電話等による方法も含め、再度服薬指導等を行う
 - ・薬剤交付後の服用期間中に、**電話等を用いて服薬状況の把握や副作用の確認**などを実施
 - ・上記で得られた患者の服薬状況等の**必要な情報を処方医にフィードバック**する等の対応を実施 当該患者に初めて調剤した薬剤でない場合であっても、必要に応じて実施



オンライン服薬指導等を 実施する場合の留意点について②

オンライン服薬指導等を行う場合は、以下4条件を満たした上で行うこと

- ③ 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う過程で、対面による服薬指導等が必要と判断 される場合は、速やかに対面による服薬指導に切り替える
- ④ 患者のなりすまし防止の観点から措置を講じる(オンライン診療における措置に準じる)

(オンライン診療における患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止する措置について薬局に置換え)

- ・テレビ電話等を用いて服薬指導を行う場合は、 患者については被保険者証により受給資格を、 薬剤師については顔写真付きの身分証明書により 本人確認を、互いに行うこと
- ・電話を用いて服薬指導を行う場合は、 当該患者の被保険者証の写しをFAXで薬局に送付する、電子メールに添付して薬局に送付する等により、 受給資格の確認を行うこと
- ・電話であって、FAXやメールによる本人確認が困難な患場合は、 電話により氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)に加え、保険者名、 保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで差し支えない



薬剤の配送等について

- ・調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持(温度管理を含む)や、**確実な授与等がなされる方法**(書留郵便等)で患者へ渡す
- ・薬局は、薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する
- ・また、品質の保持(温度管理を含む)に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある 薬剤については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局 を求める等、丁夫して対応する

支払いについて

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施する



- ① オンライン服薬指導等を行う場合であっても、患者の状況等によっては、対面での服薬指導等が適切な場合や、次回以降の調剤時に対面での服薬指導等を行う必要性が生じ得るため、 かかりつけ薬剤師・薬局や、当該患者の居住地域内にある薬局により行われることが望ましい
- ② **医師が**オンラインで受診勧奨を実施した場合であって、**患者に対して一般用医薬品を用いた自宅** 療養等の助言した場合には、当該患者が薬局等に来局せずに、インターネット等を経由した一般用 医薬品の購入を行うことが想定される 薬局等においては、**適切な医薬品販売方法に従って対応**してほしい この際、**当該医薬品に係る適切な情報提供及び 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について留意**する必要がある
- ③ 薬局は、オンライン服薬指導等を行う場合の以下の点について、**薬局内の掲示やホームページへの** 掲載等を通じて、事前に医療機関関係者や患者等に周知する
 - ア 服薬指導等で使用する機器(電話、情報通信機器等)
 - イ 処方箋の受付方法(ファクシミリ、メール、アプリケーション等)

(厚牛労働省ホームページ「一般用医薬品の販売サイト一覧」を適宜参照)

- ウ薬剤の配送方法
- エ 支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)
- オ 服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器(電話、情報通信機器等)



診療報酬上の取扱いについて

保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、 オンライン服薬指導等を行う場合について

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、**4月10日事務連絡に基づき調剤を実施した場合**、 調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料料を算定することができる
- ・また、4月10日事務連絡にて規定するオンライン服薬指導を行った場合、 その他の要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料等を算定することができる

参考: 令和2年4月10日 厚牛労働省保険局医療課

※再診については省略

患者から電話を用いた診療等の求め

医師がオンライン診療が可能と判断

オンライン診療を実施

留意点

- ① 初診からオンライン診療における不適症状・疾病等、不利益、急病急変時の対応方針等について、 医師から患者に説明し、説明内容を記録
- ② 対面診療が必要と判断される場合は、速やかに対面による診療に移行(自院、予め承諾を得た他院)
- ③ 患者のなりすましや虚偽申告の防止策

処方箋の発行

NICHI-IKO

- ・患者の希望する薬局に処方箋情報を送付
- ・備考欄に「0410対応」と記載
- ・原本は薬局に後日送付
- ・患者の基礎疾患を把握できない場合はその旨記載

患者の基礎疾患の情報を把握できる場合

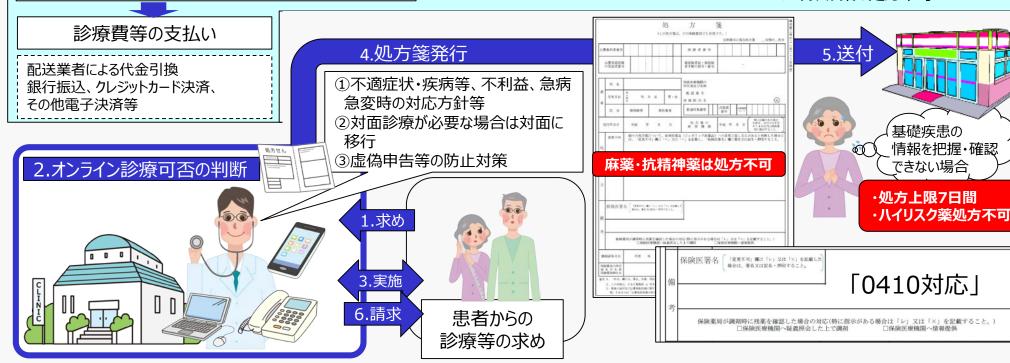
診療録等により当該患者の基礎疾患の 情報を把握・確認できない場合

- → 麻薬及び向精神薬の処方不可
- 処方上限は7日間 → 麻薬及び向精神薬の処方不可 ハイリスク薬の処方不可

基礎疾患の

できない場合

情報を把握・確認



参考:令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」 (株) が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



オンライン服薬指導等の流れ

処方箋の受付

オンライン服薬指導が可能かの判断

- ① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報
- ② 当該薬局で過去に服薬指導等を行った際 の情報
- ③ 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- ④ 患者の同意の下で、患者が利用した他の 薬局から情報提供を受けて得られる情報
- ⑤ 処方箋を発行した医師の診療情報
- ⑥ 患者から電話等を通じて聴取した情報

オンライン服薬指導の実施

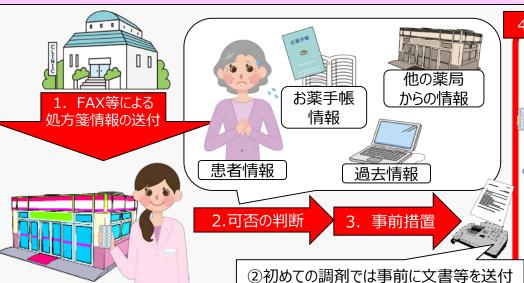
- ① 薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等のほか、 配送及び服薬状況の把握等の手順について、薬剤師から 患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、当該説明を 行ったことについて記録
- ② 当該患者に初めて調剤した薬剤についての取扱い
- ・事前に薬剤情報提供文書等を患者にFAX等を送付してから 服薬指導等を実施
- ・薬剤が患者の手元に到着後、速やかに再度服薬指導等を実施
- ・電話等を用いて服薬状況の把握や副作用の確認などを実施
- ・服薬状況等の必要な情報を処方医にフィードバック
- ③ 対面による服薬指導等が必要と判断される場合は、 速やかに対面に切り替える
- ④ 患者のなりすまし防止の観点から措置を講じる

薬剤の配送

- ・温度管理を含む品質保持や、確実な 授与等がなされる方法で患者へ渡す
- ・薬剤の発送後、確実に患者に授与されたことを電話等により確認する
- ・品質の保持に特別の注意を要する薬 剤や、早急に授与する必要のある薬剤 についての、授与方法の工夫

配送料や薬剤費等の支払い

配送業者による代金引換 銀行振込、クレジットカード決済、 その他電子決済等



4.実施 5.薬剤の配送・請求

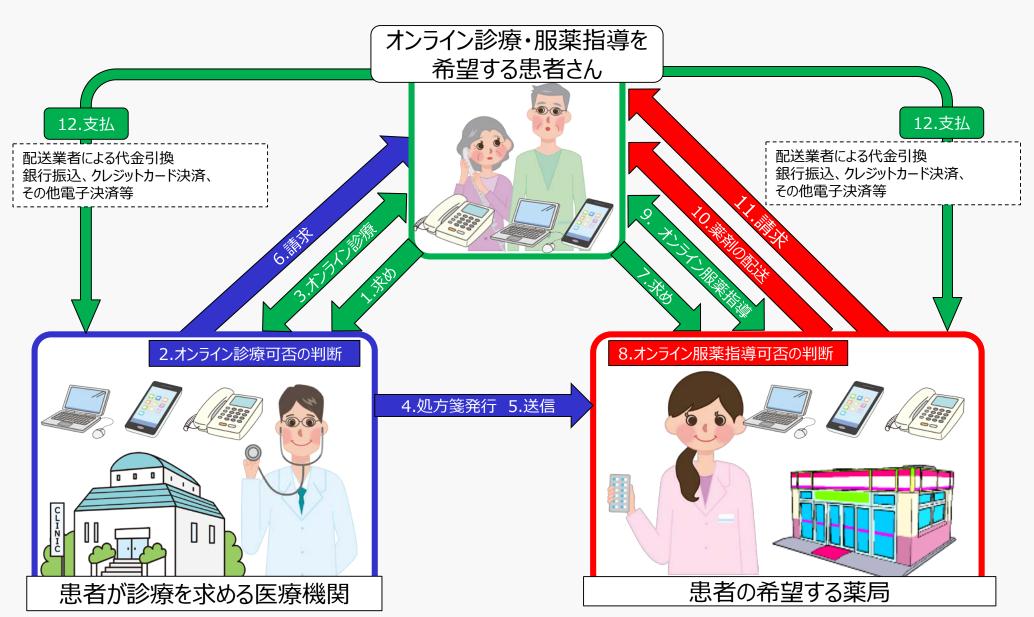
- ①配送等による不利益等の十分な説明 をし記録
- ③対面診療が必要な場合は対面に移行
- ④虚偽申告等の防止対策

- ·品質保持
- ・確実な授受
- ・授受の確認
- ・品質要注意品の工夫

参考:令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」 本資料は、2020年4月10日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



オンライン診療・服薬指導を受ける場合の流れ



参考: 令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」 本資料は、2020年4月10日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。